

経済要録

国 内

◆リース・クレジット債権に係る資産流動化証券の発行について

政府は、3月27日、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律（特債法）」の一部を改正する政令を公布した（4月1日より施行）。これにより、特債法の対象となるリース・クレジット債権に係る資産流動化証券（いわゆるABS、ABCP）の導入が実現した。なお、リース・クレジット債権に係る資産流動化証券の発行は、政府の「規制緩和推進計画」（平成7年3月31日閣議決定）において、平成7年度をめどに所要の措置を講じる旨が言明されていた。

（恒久的措置）

- ・機関の業務として、回収見込額を考慮して定める概算払率による預金等債権買取り、および金融機関の更生手続の特例等に関する法律の規定による預金者表の提出等の業務を追加。
- ・資金援助の一環として破綻金融機関の資産買取り機能を追加。
- ・保険金等の支払いについて預金設定方式を導入。
- ・預金保険料の分割納付（年2回）制度を導入。

（時限的措置）

- ・機関の特例業務として、保険金の支払見込費用（ペイオフコスト）を超える特別資金援助、および回収見込額を考慮しないで決定した概算払率（特別払戻率）に基づく預金等債権特別買取りを実施。
- ・機関の特例業務として、破綻信用組合の整理回収業務を主たる目的とする銀行（整理回収銀行）と協定を締結し、同行に対する出資、同行の借入れに係る債務保証、同行に買取りを委託した破綻信用組合の資産に係る整理回収業務により生じた損失の補填等を行うほか、同行の委託を受けて、回収困難な債権の取立てを実施。
- ・特例業務の経理のため、機関に特別勘定（一般金融機関特別勘定・信用協同組合特別勘定）を設置し、特例業務の実施に要する

◆政府、金融関連3法案を閣議決定

政府は、4月12日、金融関連3法案（「預金保険法の一部を改正する法律案」、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律案」、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案」）を閣議決定した。これらの法案は、昨年12月に金融制度調査会が答申した「金融システム安定化のための諸施策」を具体化するもの。各法案の主なポイントは以下のとおり。

「預金保険法の一部を改正する法律案」
(公布の日から施行。ただし、金融機関の更生手続の特例等に関する法律に係る改正規定については、同法施行の日から施行)

費用に充てるため、政令で定める率により計算した特別保険料を徴収。

- ・機構は、特例業務を行うために必要と認められる場合に、日本銀行または金融機関等からの資金借入れを行うことができる。
- ・政府は、必要と認める場合に、国会の議決を経た金額の範囲内で、信用協同組合に係る特例業務実施のための機構の資金借入れについて債務を保証。

「金融機関の更生手続の特例等に関する法律案」
(平成9年4月1日から施行)

- ・監督当局による更生・破産手続の申し立てを可能とする。
- ・更生・破産手続において、預金保険機構による預金者表の提出等の預金者の権利の代理を可能とする。
- ・協同組織金融機関に対する更生手続の適用。

「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案」

(平成9年4月1日から施行)

- ・信用協同組合等の協同組織金融機関の監査体制の充実（監事の機能強化、員外監事の登用、外部監査制の導入、信用協同組合の役員等の兼職等の制限）。
- ・金融機関の営業又は事業の譲渡等ができる範囲の拡大。
- ・金融機関の経営状況に応じるべき監督上の措置（いわゆる早期是正措置）の整備。
- ・金融機関等のトレーディング取引への時価法の導入。

◆全国銀行協会連合会、「公的金融システムの改革へ向けて」を発表

全国銀行協会連合会は、4月16日、「公的金融システムの改革へ向けて」を発表した。その概要は以下のとおり。

I. はじめに

郵便貯金と財政投融資に代表される公的金融システムは、戦後復興期以降、限りある資金を効率的に吸収し、これを重点政策分野に傾注することによって、わが国の高度成長に重要な役割を果たしてきた。しかし、わが国経済が成熟段階に達し、資金余剰構造が定着した現在もなお、その規模と機能の拡大を続けており、現状のあり方は今後むしろ経済発展の負担となる可能性が高い。

本報告書は、民間活力が主導する21世紀の経済・社会を展望し、わが国金融システムの効率化と活性化を図る観点から、公的金融分野の実状を点検のうえ、望まれる改革の方向について一つの考え方を提言する。

II. 現状と問題点

本報告書では、「入口」である郵便貯金等で集めた資金を、資金運用部を「仲介」として、「出口」である政府系金融機関等を通じて貸し付けるという資金の流れから、入口・仲介・出口全体を公的金融システム、いわば一つの巨大な国営金融機関として捉える。

公的金融システムの特徴としては、①財政活動としての側面と金融活動としての側面が一体として運営されていること、②将来返済

しなければならない有償資金を公共性という観点から低採算・高リスクの事業に運用するという矛盾を抱えていること、がある。

(1) 本来の役割を超えた公的金融システムの活動

公的金融の本来の役割課題は、国民に広くナショナルミニマムを提供していくという公的セクターの使命を実現するためのシステムであり、市場原理では提供されない分野に対して、民間金融を補完するというものである。

しかしながら、公的金融システムの現状は、本来の役割を大きく逸脱し拡大を続け、「入口」「出口」双方において諸外国に例を見ない存在となっている。かつ、量の拡大が質を変えたと評されるように、現状の維持拡大がシステムの目的となっているかのような状況もみられる。民間金融が従来以上の役割機能を果たし得るようになってきた今日もなお、拡大を続けることは、本来の役割を超えた肥大化が依然として進行していることを示すものである。

(2) 金融に及ぼす影響

①市場原理に沿わない公的金融が巨大な規模で存在することは、金利決定がマーケットメカニズムにより行われる金融市場の育成を目指す金融自由化の推進にとって大きな障害となり、また、金融政策の有効性の点からも問題を抱えている。

②公的金融システムでは、「入口」の資金

は「出口」の資金需要とは無関係に入ってくるため、実際に資金が活用されるまでにタイムラグを生じさせる。大量の資金が公的金融システムを通じて流れれるような近年の状況下では、資金の効率的活用の点で問題が大きくなる。

(3) 国民経済への直接的な影響

政府系金融機関に対する一般会計からの補給金は、この10年間の累計で6.4兆円にも達している。

さらに、公的金融システムが金融活動を行うことに伴う諸リスクの存在から、国民負担が増大する可能性がある。

①「入口」「仲介」「出口」の各分野に存在する金利リスクに加えて、公的金融システム全体としても、主として解約自由な定額貯金によって調達した資金を超長期に運用していることによる金利リスクが存在する。

②金融活動を行う以上、投融資が回収できなくなるという信用リスクを必然的に抱えることになり、本来の役割を超えた拡大は、信用リスクを必要以上に拡大させることになる。

③高金利時に大量に預入された定額貯金の満期流出等、償還財源の不足といった流動性リスクを抱えている。

上記リスクに加え、財政投融資制度における弾力条項などの分かりにくい運用実態や、国民負担の先送りとなる一般財政等へのやりくりは、健全かつ民主的な国家財政運営に対し深刻な影響を与えることとなる。

(4) 不十分なディスクロージャー、及びチェック機能の問題

公的金融システムのディスクロージャーは、「入口」・「出口」とも、個別にある程度は行われているものの、これらを一体とした巨大な金融機関としてのディスクロージャーやチェックは行われていない。さらに、国会で審議を受けているのは、財政投融資計画のみであり、計画外運用等は政府の裁量に委ねられており、国会などによるチェック機能は極めて不十分である。

III. 対応策

(1) 公的金融システム見直しの基本的な考え方

①「小さな政府」の基本理念のもと、公的金融は本来の役割課題に回帰すべきである。

②「民間活力の重視」の理念に立脚した市場経済メカニズムを一層発揚させるべきである。

③公的金融システムのディスクロージャーの拡充を図り、効率性の追求および業務内容の不断の見直しを可能にすべきである。

(2) ディスクロージャーの拡充とチェック機能の充実

ディスクロージャーの拡充として、民間基準に準拠した統一的な会計基準を策定・公開のうえ、公的金融システム一体としての開示を実現する。チェック機能の充実として、リスクコントロール機能・チェックのための評価基準・予算決

算段階におけるチェック体制の確立を図る。さらに、国民のアクセスが容易な開示制度を構築する。

(3) 「小さな政府」・「民間活力の重視」に対応した個別分野の縮小

①「出口」の政府系金融機関の見直しにあたっては、活力ある経済社会を目指す観点から、業務を極力民間に任せることを原則とする。公的部門の関与が必要となる場合でも、信用補完等の間接的手法の利用を検討し、公的金融システムの直接融資の利用は極力避けるべきである。

②「入口」の郵便貯金においても、「少額貯蓄手段の提供」という本来の目的に沿った預入限度額の引下げ等の縮小策を講じる。併せて、より抜本的な対策である民営化を郵便貯金改革の有力な選択肢の一つとして検討する必要がある。

③21世紀の経済・社会は民間活力を十分に引き出しうる市場経済メカニズムを基軸に据え、公的金融の担当分野は、経済環境等の変化に合わせて、官民の役割分担の見直しを不斷に図りつつ、極力縮小すべきである。

ナショナルミニマムを提供する公的金融システムが抱える諸リスクが顕現化した場合には、その負担は国民が担わなければならないからである。

すなわち、市場経済メカニズムにどうしても任せることのできない金融分野において、十分なディスクロージャーの下で、その政策目的の妥当性やリス

ク・コスト負担の是非について国民のチェックを受けつつ、金融活動を行うことが公的金融の責務となる。この場合、十分なリスク管理や資金の総括管理を行い得るよう、総合的なコントロール機能を構築するなど運営体制の整備を行う必要がある。

IV. おわりに

われわれは、健全で効率的な金融システムを構築し、金融に与えられた使命を果たすため、①金融・資本市場の整備拡充、②一層の創造性の發揮、③自己責任原則に基づいた経営の健全性強化、といった努力を積み重ねるとともに、今後とも、公的金融問題に積極的に取り組んで行きたい。

◆日本証券業協会、「有価証券の引受けに関する規則」等の一部改正を発表

日本証券業協会は、4月24日、「有価証券の引受けに関する規則」の一部改正、および「引受けに際し会員が遵守すべき発行会社の利益配分に関する事項」（いわゆる利益配分ルール）の廃止を発表した。これは、3月21日に大蔵省が時価発行公募増資のガイドラインを撤廃する方針を発表したことを受けた措置であり、これにより、大蔵省は、同日、時価発行公募増資のガイドラインの撤廃を正式に発表した。主な改正内容は以下のとおり。

1. 「有価証券の引受けに関する規則」の一部改正 (1) 協会会員が引受けを行うに当たって、發

行会社に対し次の内容を、発行決議時の記者発表資料において公表するよう要請。

- ①過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況、1株当たり指標の希薄化情報および潜在株式の状況
- ②当該エクイティ・ファイナンスの調達資金の使途およびそれによる将来の会社収益への影響
- ③株主への利益配分の状況および配当政策等

- (2) 協会会員は引受けを行う際に発行会社に要請した公表内容について、可能な範囲内で有価証券届出書等に記載するよう要請。
- (3) 会員は引受けを行う際に発行会社に要請した公表内容について、一定の期間を経過した後にその事後の状況を確認し、協会あて報告することとし、協会はこれを取りまとめて定期的に公表。
- (4) 時価発行公募増資等に係る1株当たり利益・配当金基準および発行数量制限を廃止。

2. 「引受けに際し会員が遵守すべき発行会社の利益配分に関する事項」（いわゆる利益配分ルール）の廃止

いわゆる利益配分ルールについては、今後発行会社の自主的な配当増加策に委ねることとし、引受規則における開示の充実を図ることにより廃止。なお、利益配分ルールを廃止するに際して、現在基準配当性向の公約維持期間中にある銘柄については、公約維持期間が終了するまでは従来の規則に従うこととする。

◆アジア通貨当局とのレポ取引アレンジメントについて

大蔵省およびその代理人としての日本銀行は、4月25日、アジア通貨当局とのレポ取引アレンジメントについて発表した。その内容は以下のとおり。

大蔵省及びその代理人としての日本銀行は、オーストラリア、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの通貨当局と、流動性の相互供与のための米国債レポ取引のアレンジメントを設定することとした。

大蔵省及び日本銀行は、このアレンジメントが、アジア通貨当局間の協調を一層強化すると信じるものである。

◆コスモ信用組合の処理方策の一環としての東京共同銀行に対する貸付の実行について

日本銀行は、4月26日、コスモ信用組合の処理方策の一環として、東京共同銀行に対し、下記の要領による貸付を実行した。

記

1. 貸付金額	2,200億円
2. 貸付実行日	平成8年4月26日
3. 貸付期間	5年間(3か月ごとに手形書替を行う手形貸付)
4. 担保	国債その他の債券で本行が手形貸付の担保として適格と認めるもの
5. 貸付利子歩合	年0.5%

◆現行金利一覧 (8年5月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	3.6	8. 5.10 (3.2)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.60	8. 5.10 (3.40)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.60	8. 5.10 (3.40)
・住宅金融公庫	3.35	8. 4. 8 (3.10)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.30	8. 3.15 (3.05)
(期間5年~7年)	3.35	8. 3.15 (3.10)
(期間7年以上)	3.40	8. 3.15 (3.15)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(8年5月15日現在)

	發 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%)	3.307
	表面利率(%)	3.3
	発行価格(円)	99.94
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	2.358
	同税引後(%)	1.908
	発行価格(円)	89.00
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	0.374
	割引率(%)	0.375
	発行価格(円)	99.9384
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	3.400
	表面利率(%)	3.4
	発行価格(円)	100.00
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	3.410
	表面利率(%)	3.4
	発行価格(円)	99.92
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	1.900
	表面利率(%)	1.9
	発行価格(円)	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	2.700
	表面利率(%)	2.7
	発行価格(円)	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	0.704
	同税引後(%)	0.583
	割引率(%)	0.69
	発行価格(円)	99.30

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆ドイツ6大研究所、春季共同経済見通しを発表

ドイツ6大研究所は、4月29日、春季共同経済見通し（毎年春・秋策定）を発表、その要旨は以下のとおり。

1. 経済見通し

ドイツ経済は今のところ減速しているが、この傾向がさらに続くとは考えにくく、今年中には景気は再び回復軌道に乗り、1997年にはこの傾向をさらに確実なものとするであろう。

まず、前提条件をみると、金融緩和により短期、長期金利とも低下。1995年春の独マルク高も修正されたほか、1996年の賃上げも厳しい労働市場の状況を反映して極めて稳健なものとなつた。

こうした好条件の下で、1996年の経済は輸出、個人消費に主導されて回復軌道に乗ってくるとみられる。輸出は、独マルク高修正のほか、先進諸外国の景気回復による資本財需要の増加、東南アジアや中・東欧における需要拡大といった諸要因に支えられて、景気回復の主役となろう。また、個人消費についても、1996年初から実施の減税による可処分所得増加効果から拡大が期待できる。

この間、最近の設備投資は予想外に悪いが、これも年内には低金利や輸出を中心とする需要増加により若干上向こう。なお、建設投資については、住宅建設の償却に関する優遇措置が1995年末で終了したことや、工場拡張建設の低

迷、財政緊縮による公共工事の抑制により、低调を続けるとみられる。

2. 政策提言

(経済政策)

金融政策では、1995年12月、1996年4月の利率下げにより、経済成長への金利面からの障害が除去された一方、財政政策面の対応は十分でない。租税・公課負担の軽減はもとより、財政支出の抑制についても、企業の設備投資意欲を阻害しない形で行う必要がある。また、東ドイツについては、自律的な企業活動、設備投資が不十分で、財政健全化の必要性が強いとは言え、投資的分野における政府の支援が必要である。

(欧洲通貨統合)

収斂基準のうち財政赤字、政府債務に関する基準は、ドイツを含めて多くの国にとって達成困難なものとなりつつある。こうした中で、参加国の決定を1998年初まで引き延ばしておくことは適当でなく、財政基準の解釈の決定、通貨統合延期の可能性を残すかどうかの決定を早期に行う必要がある。財政基準については、厳格に解釈されるべきである。また、通貨統合の延期を提案する場合には、財政以外の基準をすべて満たしている国（ベルギーやオランダ）にも所定の資格を与えられるように、延期決定と合わせて、こうした国に基準充足に向けて国有企业の売却等のプランを策定させ、将来の参加国としての可能性を与えることを提案する。また、

非参加国についてはEMSⅡの創設に関し具体化を急ぐべきである。

ドイツの実質GDP成長率等見通し

(単位 前年比 %)

	1995年 実 績	96年見通し	
		前回 (95年10月)	今回 (96年4月)
実 質 G D P	1.9	2.5	0.75
個 人 消 費	1.7	3.0	2.0
政 府 消 費	2.1	1.5	1.5
設 備 投 資	2.0	4.5	0.5
建 設 投 資	1.2	0.0	△ 2.5
輸 輸 出 入	3.8	5.0	3.5
	2.7	4.5	3.0
失 業 率 (%)	9.4	9.2	10.1
失 業 者 (千人)	3,612	3,550	3,905
消 費 デ フ レ ー タ	2.0	2.0	1.5
財政収支 (億マルク)	△3,517	△ 940	△1,365

(注) 1995年の財政収支には債務処理基金からの継承債務2,346億マルクを含む。

◆英国の銀行間決済システムCHAPSがRTGSに移行

英国の銀行間決済システムであるCHAPS(Clearing House Automated Payment System)は、4月22日、時点ネット決済から即時グロス決済(RTGS:Real-Time Gross Settlement)に移行した。

◆欧州各国の中央銀行、政策金利を引き下げ

欧州各国の中央銀行は、以下のとおり政策金利を引き下げた(()内は実施日)。

・フランス銀行	(4月25日)
5~10日物現先オペ金利	5.50 → 4.90%
・ベルギー国立銀行	(5月14日)
中 心 金 利	3.30 → 3.20%
限 度 内 貸 出 金 利	4.55 → 4.45%

◆韓国銀行、銀行の預金準備率引き下げを実施

韓国銀行は、4月18日、銀行の預金準備率を平均2%ポイント引き下げる決定し、4月23日より実施した。

預金種類別の引き下げ幅は以下のとおり。

	(単位 %、%ポイント)		
	引き下げ前	引き下げ後	引き下げ幅
当座預金、普通預金、満期2年未満の定期預金等	11.5	9.0	2.5
満期2年以上の定期預金	8.0	6.0	2.0
財形貯蓄預金等	3.0	3.0	0.0
平 均	9.4	7.4	2.0

今回の準備率引き下げの目的として、韓国銀行では、①銀行の収益基盤強化による対外競争力の強化、②銀行とその他金融機関との準備率格差の是正を挙げている。

◆韓国、証券安定基金が解散

韓国の証券市場安定基金(株価下落時の株式買い支えを目的として、1990年に設立)は、5月3日をもって解散した。

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き下げ

フィリピン中央銀行は、政策金利である金融機関からのオーバーナイト借り入れ金利を2月19日以来5度にわたって累計1.875%引き下げ（2月18日以前14.875%→4月16日13.0%）。

◆タイ政府、海外資金流入・インフレ抑制策を決定

タイ政府は、4月16日、以下の内容を骨子とする海外資金流入およびインフレの抑制策を閣議了承した。

- (1) B I B F業務から生じた株主配当収入課税に関する所得控除率の引き下げ（現行30%→10%、関係法改正後実施）。
- (2) 商業銀行に対する自己資本比率の引き上げ（地場商業銀行：現行8%→8.5%、外国銀行：現行6.75%→7.5%、10月1日より実施）。
- (3) 商業銀行、ファイナンス会社、証券会社に

よるB I B Fを通じたローンの取り入れのうち、期間1年未満のものについて、新規に7%の現金準備率を設定（2か月以内に実施）。

◆中国人民銀行、公開市場操作を開始

中国人民銀行は、4月9日、国債を対象とした公開市場操作を開始した。

◆中国人民銀行、公定歩合と金融機関の預貸金金利引き下げを実施

中国人民銀行は、5月1日、公定歩合並びに金融機関の預貸金金利の引き下げを実施した（平均引き下げ幅、公定歩合：0.48%、預金金利：0.98%、貸出金利：0.75%）。

今回の措置の背景について、中国人民銀行では、物価の落ち着き傾向が鮮明となってきたこと、および、国有企业の金利負担を軽減する必要があることを指摘している。